

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

(職員厚生課)

ページ
一

告 示

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一部改正
岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示の一部改正

(同)

(三)

訓 令

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(同)

(三)

規 則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十三号

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

岐阜県職員被服貸与規則(昭和四十六年岐阜県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表各機関共通の部 8 の項中、「多治見病院の職員を除く。」を削り、同表振興局の部 31 の項及び保健環境研究所の部を削り、同表産業技術センター、機械材料研究所、情報技術研究所、セラミックス研究所、生活技術研究所の部中、「35」を「31」に、「36」を「32」に、「37」を「33」に改め、同表農業技術センター、中山間農業研究所、生物工学研究所の部機関の欄中、「生物工学研究所」を削り、同部 38 の項中「38」を「34」に改め、「生物工学研究所の職員を除く。」を削り、同部 39 の項中「39」を「35」に改め、同表畜産研究所の部中「40」を「36」に、「41」を「37」に改め、同表河川環境研究所の部中「42」を「38」に、「43」を「39」に改め、同表森林研究所の部中「44」を「40」に改め、同表保健所の部中「45」を「41」に、「46」を「42」に、「47」を「43」に、「48」を「44」に、「49」を「45」に、「50」を「46」に、「51」を「47」に、「52」を「48」に、「53」を「49」に、「54」を「50」に改め、55 の項を削り、同部の次に次のように加える。

保健環境 研究所	薬剤師、診療 放射線技師及				
-------------	------------------	--	--	--	--

くつ	二足	一年	53			52			51		
			細菌検査に従事する職員及びその補助業務に従事する職員			予防ズボン			予防衣		
			予防ズボン			予防衣			予防衣		
			一着 一年			二着 一年			二着(環境及び放射能に関する業務に従事する職員にあつては一着) 一年		
			環境及び放射能に関する業務に従事する職員に限る。			環境及び放射能に関する業務に従事する職員で、理学試験に従事するものに限る。			環境及び放射能に関する業務に従事する職員に限る。		

別表衛生専門学校、看護専門学校、病院、精神保健福祉センターの部機関の欄中、「病院」を削り、同部56の項中「56」を「54」に改め、同部57の項中「57」を「55」に改め、「物理療法技術員、視能訓練士」及び「(病院のリハビリテーション科の職員にあつては二着)」を削り、同部58の項中「58」を「56」に改め、「(病院にあつては三着(新規採用の年に限り四着))及び「(病院にあつては三着)」を削り、

73	農業改良の普及業務に従事する職員	作業服(上・下)		夏・冬各		一着 二年		多治見 病下呂 びん病 温泉 院の職 員(歯 科衛生 士を除 く。に 限る。)	を	くつ	二足	一年	に
		防寒服		一着 三年									

別表農業改良普及センターの部を削り、同表病害虫防除所の部中「79」を「74」に改め、同表農業高等学校の部中「80」を「75」に、「81」を「76」に改め、同表国際園芸アカデミーの部中「82」を「77」に、「83」を「78」に改め、同表家畜保健衛生所の部中「84」を「79」に改め、同表森林文化アカデミーの部中「85」を「80」に改め、同表土木事務所の部中「86」を「81」に、「87」を「82」に改め、同表東海環状自動車道事務所の部中「88」を「83」に改め、同表犀川管理事務所の部中「89」を「84」に改め、同表長良川上流河川開発工事事務所、宮川上流河川開発工事事務所の部中「90」を「85」に改め、同表岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所の部中「91」を

改め、同部59の項中「59」を「57」に改め、同部60の項、61の項及び62の項を削り、同表食肉衛生検査所の部中「63」を「58」に、「64」を「59」に改め、同表身体障害者更生相談所の部中「65」を「60」に改め、同表知的障害者更生相談所、希望が丘学園、わかあゆ学園の部中「66」を「61」に、「67」を「62」に、「68」を「63」に、「69」を「64」に、「70」を「65」に、「71」を「66」に、「72」を「67」に改め、同表子ども相談センターの部中「73」を「68」に改め、同表計量検定所の部中「74」を「69」に改め、同表国際たぐみアカデミー、木工芸術スクールの部中「75」を「70」に改め、同表農林事務所の部76の項中「76」を「71」に改め、「現場業務に従事するもの」の下に「(農業改良普及業務に従事する職員を除く)」を加え、同部77の項中「77」を「72」に改め、同部に次のように加える。

「86」に改め、同表流域浄水事務所の部中「92」を「87」に、「93」を「88」に改め、同表建築事務所の部中「94」を「89」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県告示第二百六十五号の二

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示(平成四年岐阜県告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、平成二十二年四月一日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	四、五七五円	一三、一五五円
二十歳以上二十五歳未満	五、一一五円	一三、一五五円
二十五歳以上三十歳未満	五、七七七円	一三、八三七円
三十歳以上三十五歳未満	六、三九九円	一六、七二二円
三十五歳以上四十歳未満	六、八四四円	一九、四五四円
四十歳以上四十五歳未満	七、八八円	二一、三六二円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇一六円	二一、三、九一六円
五十歳以上五十五歳未満	六、六一二円	二四、九 円
五十五歳以上六十歳未満	五、九 六円	二一、三、四九九円
六十歳以上六十五歳未満	四、六三四円	二一、〇、三六四円

六十五歳以上七十歳未満	四、〇三〇円	一四、四一九円
七十歳以上	四、〇三〇円	一三、一五五円

岐阜県告示第二百六十五号の三

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示(平成八年岐阜県告示第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、平成二十二年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

表常時介護を要する状態の項中「十万四千九百六十円」を「十万四千七百三十円」に、「五万六千九百三十円」を「五万六千七百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千四百八十円」を「五万二千三百七十円」に、「二万八千四百七十円」を「二万八千四百円」に改める。

訓 令 甲

岐阜県訓令第十四号

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程(昭和五十三年岐阜県訓令甲第四号)の一部を次のよう

に改正する。

第五条第三号中「、県立病院長、県立看護大学長」を削り、同条第五号中「健康福祉部医療技監」を「健康福祉部次長（医療・保健担当）」に、「保健所長、県立病院長（）」を「保健所長（）」に、「資格を有する他の（）」を、「資格を有する他の（）」に改め、「県立病院長が産業医の資格を有しない場合にあつては、当該県立病院に勤務する者で産業医の資格を有する上席のもの」を削る。

別表第一総括安全衛生管理者が直接所管する所属の部中「、名古屋事務所」を削り、同表地区安全衛生管理者が所管する所属の部振興局長が所管する所属の項中「、県立病院、県立看護大学、衛生専門学校、多治見看護専門学校、下呂看護専門学校」を削り、同部岐阜県総合医療センター院長が所管する所属の項、県立多治見病院長が所管する所属の項、県立下呂温泉病院長が所管する所属の項及び県立看護大学長が所管する所属の項を削る。

別表第二健康福祉部医療整備課長及び精神保健福祉センター所長の項中「健康福祉部医療整備課長」を「健康福祉部次長（医療・保健担当）」に改め、同表岐阜県総合医療センター院長の項、県立多治見病院長の項及び県立下呂温泉病院長の項を削り、同表その他知事が必要と認める健康管理医の項中「、身体障害者更生相談所及び県立看護大学」を「及び身体障害者更生相談所」に改める。

別表第三定期健康診断の部一般定期健康診断の款人間ドック受診者を除く全職員の間検査項目の欄第十号中「リパーゼ」を「アミラーゼ」に改め、同項備考の欄第一号に次のただし書を加える。

ただし、四十歳以上の臨時職員については、第八号に掲げる項目を、第十号に掲げる項目のうちヘモグロビンエーワンシー（HbA1c）を、第十一号に掲げる項目のうちヘマトクリットを実施する。

別表第三特殊健康診断の部電離放射線業務従事者の項備考の欄第一号中「（白血球百分率の検査に限る。）」第四号及び第五号を「から第五号まで」に、「省略」を「当該項目の全部又は一部を省略」に改め、同欄第二号を次のように改める。

二 健康診断を行うとする日（以下この項において「診断日」という。）（の属する年の前年一年間に受けた実効線量が五ミリシーベルトを超えず、かつ、診断日の属する一年間に受ける実効線量が五ミリシーベルトを超えるおそれのない者については、医師が必要と認めないときには、第二号から第五号までに掲げる項目を行うことを要しない。

別表第三特殊健康診断の部多量の高熱物体を取り扱う業務又は暑熱な場所における業務従事者、多量の低温物体を取り扱う業務又は寒冷な場所における業務従事者、深夜業務従事者、有害物を取り扱う業務従事者、病原体によつて汚染のおそれが高い業務従事者又はボイラー業務従事者の項対象者の欄中「寒冷な場所における業務従事者」の下に「、異常気圧下業務従事者」を加え、同項検査項目の欄第十号中「（潜血の検査を除く。）」を削り、同部異常気圧下業務従事者の項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。